

東村山市障害者自立支援協議会
地域生活支援拠点ワーキンググループ
報告書

平成30年12月7日

1. ワーキンググループの設置と検討経過

「地域生活支援拠点」は、国から各市町村に対し平成32年度中の整備が求められていることから、東村山市においても「第5期東村山市障害福祉計画」の成果目標として設定されているところである。平成29年度に障害者自立支援協議会及び同協議会の相談支援部会において、必要性等について協議した結果、専門分野の関係者を集め、より深い検討が必要であることから、同協議会のもとに「東村山市障害者自立支援協議会地域生活支援拠点ワーキンググループ」（以下、WGという）を設置し、集中的に検討することとされたものである。

本WGでは平成30年6月7日より計5回の会議を行い、地域の障害児者の「居住支援」をとりまく課題や、既存の社会資源とその役割を確認するとともに、東村山市に必要な「地域生活支援拠点」に関する検討を行った。本報告はこの検討を踏まえ、その機能や役割等をまとめたものである。

2. 地域生活支援拠点と当市の課題

(1) 地域生活支援拠点の概要

厚生労働省が示す資料によれば、地域生活支援拠点とは障害者等の重度化高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に以下2つの目的を持つとされている。

- ・ 緊急時の迅速、確実な相談支援の実施、短期入所等の活用
- ・ 体験の機会の際の提供を通じて、施設や親元から自立し、グループホームや居宅生活への移行を支援する体制を整備

(2) 東村山市における「居住支援」に関する課題等

近年、障害者の地域移行の促進や、虐待案件の増加等、緊急的に居住に関する支援を必要とするケースに対し、支援の現場では専門的スキルの高い関係機関の連携強化が求められている。一方で、これらのケースの状況把握や関係機関の調整は、市あるいは市が委託する相談支援事業所を中心に事案発生の都度、対応が行われている。

また、地域には専門性の高い施設も複数存在しているが、実際の支援現場では医療機関との連携強化の必要性や、緊急時に利用可能な

施設の把握・確保、ヘルパー等の人材の不足といった課題がある。

3. 東村山市における地域生活支援拠点に関する検討

(1) 地域生活支援拠点の目的・実施方法等

障害者の高齢化や障害の重度化、地域移行や「親亡き後」等、今後の対応において困難性や緊急性の高い障害児者が、地域で安定して暮らし続けられるよう支援することを目的とし、専門的な相談、宿泊体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ等、「居住支援」に関する専門性の高い支援を実施している地域の関係機関が、「地域生活支援拠点」として緊密に連携することにより、それぞれの有する機能を存分に発揮した一体的な支援を行える体制を整備（面的整備）することが望ましい。

(2) 地域生活支援拠点の対象者等

地域において、以下のいずれかの理由により地域生活を開始または継続することに困難性や緊急性を抱える障害児者が主な対象者として想定される。

- ① 本人の高齢化、障害の重度化、保護者の高齢化、入所施設や病院からの地域移行等により、地域生活を継続していくための困難性が高く、今後の地域生活に向け、居住や介護、専門的相談とい

った各種の支援を一体的に提供する必要があること。

- ②障害者虐待、保護者の入院や死亡等、突発的な事由により、緊急的に居住や介護、専門的相談といった各種の支援を一体的に提供する必要があること。

(3) 地域生活支援拠点の構成

当市において、地域生活支援拠点の面的整備を行う際は、前述した目的を果たすため、その役割に応じて、以下の地域の社会資源を活用（または整備）し、拠点を構成する必要があると考える。

① 基幹相談支援センター

・特定相談支援事業所や一般相談支援事業所、医療機関等からの対象者に関する情報を把握し、相談支援にあたりとともに、地域生活支援拠点として必要な情報共有をする場のコーディネートを行う。

・専門的人材を確保するため、人材育成に向けた研修等を実施するほか、特定・一般相談支援事業所との連携を強化し、地域の相談支援の中核となって障害者を地域で支える体制づくりを行う。

② 短期入所事業所

・保護者の急病や虐待、障害者本人の状態変化等、緊急時における受け入れを行う。

③ 入所施設及びグループホーム

- ・地域移行や親元からの自立等において、共同生活援助事業の利用等、一人暮らしの体験の機会や場を提供する。

④ 訪問系サービス事業所

- ・地域生活支援拠点において支援する、障害児者の生活が安定するよう、ヘルパー派遣による支援を行う。

⑤ 医療機関、訪問看護事業所

- ・緊急時等において、医療的ケアが必要な障害児者の支援を行う。

(4) その他の留意すべき事項

- ・地域生活支援拠点として位置づけられた事業所は、緊急時においても、対象者に迅速かつ一体的な支援を行えるよう、協定を結ぶ等の方法により、予め円滑な支援体制の確保に向けて備えるべきである。

- ・基幹相談支援センターが各種調整の中心的役割を担う関係上、地域生活支援拠点を設置する際には、基幹相談支援センターが円滑に運営されていることが前提となる。

- ・障害者本人や保護者の高齢化に対応するため、「地域包括支援センター」や「社会福祉法人連絡会」等と連携をしながら、「地域包括ケアシステム」の構築を図り、地域全体で障害者を支える必要がある。

4. まとめ

当市における地域生活支援拠点の整備にあたっては、専門性の高い障害福祉サービス事業所の協力はもとより、医療機関や訪問看護事業所など、医療分野との連携を一層強める必要があり、事業の目的達成のため、各機関が一体となって支援する必要がある。

結びに、障害者自立支援協議会においても、地域生活支援拠点に位置づけられた事業所を支援するため、専門部会を設置する等の方法により、支援方針に関する意見交換や、人材育成等につながる協力を行うことが、事業の円滑な運営に繋がるものと考えられる。

【添付資料】

図1 地域の障害者を支える機関の相関図

図2 地域生活支援拠点活用事例

4. 地域生活支援拠点等の整備に係る検討内容

・開催日

	開催日	協議内容
第1回	平成30年 6月 7日	地域生活支援拠点の概要、障害者自立支援協議会での検討経過など
第2回	平成30年 7月19日	地域課題の抽出・意見交換
第3回	平成30年 8月30日	相談支援機能の概要、事例検討
第4回	平成30年10月18日	事例を踏まえた当市の拠点のあり方
第5回	平成30年12月 6日	まとめ

○構成メンバー

リーダー	吉田 謙
副リーダー	高橋 千恵子
	猪野塚 啓士
	田宮 良
	野村 巨正
	松原 乃理子
	宮田 敏行
	吉澤 三絵子

(敬称略。委員名称は五十音順)